

# 入札説明書

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事  
設計監理業務

3 1 文資第 8 号

平成 3 1 年 4 月

奈良県地域振興部文化資源活用課

## 入 札 説 明 書

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事設計監理業務に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

- 1 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。
  - (2) 過去10年（平成21年4月1日～平成31年3月31日）以内に、国宝、重要文化財、県指定文化財又は市町村指定文化財の指定を受けた伝統的木造建造物の保存修理に係る設計監理業務を元請で履行した実績を有すること。
  - (3) 文化庁が示す「文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項」（昭和47年8月1日文化財保護部長裁定）に定める講習会を受講した者を管理技術者として配置すること。
  - (4) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の申立て）によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法に改定された更生手続開始の申立てをなさない者又は申立てをなさない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさない者）を受けなかった者、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさない者であること。
  - (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなさない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさない者とみなします。

- 2 競争入札参加資格の確認
 

この競争入札参加資格確認希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記により提出（郵送または「申請書及び資料」を期限までに提出されない場合は失格とならばなりません。「申請書及び資料」の補正期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

- (1) 申請書及び資料の提出先及び問い合わせ先
 

ア	提出部数	各一部
イ	提出期限	令和元年5月13日（月）午後5時まで
ウ	提出場所	郵送（書留郵便に限ります。）又は持参。期限内に到着したもののみ有効

奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
電話 0742-27-2054  
FAX 0742-27-0213

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式1により作成してください。
- オ 1の(2)に定める業務実績、配置予定技術者の資格等を別記様式2により作成してください。

3 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 入開札の日時及び場所

令和元年5月20日(月) 13時30分から

入札室(奈良県庁主棟6階)

(2) 郵便による入札

- ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事設計監理業務に係る入札書」と朱書きして、令和元年5月17日(金)午前12時までに2の(1)の提出先に到達するようにしてください。  
なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退を含む)を別々に封緘し、封書の表面に「民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事設計監理業務(初度入札)」又は「民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事設計監理業務(「再入札」又は「再入札辞退」)」と各々朱書きして、令和元年5月17日(金)午前12時までに到達するようにしてください。
- ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

4 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5 入札の無効

- 1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。  
なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとし、ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合があります。この場合、再度入札を辞退する者は、一般競争入札辞退届（様式8）を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) この入札は施工体制確認調査の対象工事ですので、別紙1の様式3～6に定める書類に添付書類を添えて、令和元年5月21日（火）午前12時までに奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係あて提出してください。  
落札候補者からの提出書類の審査を行い、落札の可否を決定します。また、必要に応じて、聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご承知ください。

## 7 技術者の配置

落札者は様式2に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

## 8 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

## 9 質疑について

本入札に関して疑義が生じた場合は、令和元年5月8日（水）午前12時までに質疑書（様式7）によりFAXで受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。

本入札に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を5月10日（金）中にホームページで公開します。